

被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成17年10月3日
関係省庁申合せ

1. 厚生年金及び共済年金の制度間における給付や負担の水準の相違等、被用者年金制度の一元化を進める上での課題に関する処理方針等を検討するため、被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官補
構成員 内閣官房内閣審議官
内閣官房内閣審議官（厚生労働省大臣官房審議官（年金担当））
内閣官房内閣審議官（社会保険庁運営部長）
総務省自治行政局公務員部長
財務省主計局次長
文部科学省高等教育局私学部長
厚生労働省年金局長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名した官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議及び幹事会の庶務は、厚生労働省その他の関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

幹事会構成員

議 長	内閣官房内閣審議官 内閣官房内閣審議官 (厚生労働省大臣官房審議官 (年金担当))
構成員	内閣官房内閣参事官 総務省自治行政局公務員部福利課長 財務省主計局給与共済課参事官 (共済担当) 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長 厚生労働省年金局年金課長 社会保険庁運営部企画課長